

AREホールディングスグループ人権方針

AREホールディングスグループ（以下、当社グループ）は、「アサヒウェイ」に基づき、高い倫理観と社会的良識をもつグッド・ピープル・カンパニーとして、企業活動のあらゆる場面において法令遵守および人権の尊重に取り組み、持続可能な社会の発展に貢献しています。

この「AREホールディングスグループ人権方針（以下、本方針）」は、当社グループの人権に関する考え方を明確にするものであり、当社グループの全ての役員及び従業員に適用します。わたしたちはあらゆる企業活動において本方針を遵守することを約束します。また、わたしたちは、「国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約）」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、国際連合の「ビジネスと人権に関する国連指導原則」等の人権に関する国際規範を支持、尊重するとともに、当社グループの事業に関わるすべてのステークホルダーに対しても、本方針に添った人権尊重への理解と実践を期待し、協働して人権の尊重を推進することを目指します。

1. 差別の禁止

わたしたちは、すべての人がお互いの個性と人権を尊重し、公正な扱いを受け、平等な機会を得る権利を有するという基本原則のもと、年齢・性別・国籍・人種・宗教・思想信条・性的指向・性自認・障がいの有無などに基づく、いかなる差別や不利益な取り扱いを許容せず、採用、評価、育成、配置、昇給・昇進、役職登用等の機会を均等とし、多様な人材がいきいきと活躍できる職場環境を推進します。

2. ハラスメントの禁止

わたしたちは、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、個人の尊厳を傷つけ、不快感を与えるあらゆるハラスメント行為を許容せず、社員教育等を通じて防止の取り組みを継続的に行います。

3. 強制労働・児童労働の禁止

わたしたちは、基本的人権を擁護する観点より、事業活動を行ういかなる場所でも、一切の強制労働・児童労働、ならびに18歳未満の年少者の危険有害労働を禁止し、法令を遵守した事業活動を行います。

4. 労働時間と賃金の管理

わたしたちは、労働基準法や労使協定、適用される法令に基づき、適切な労働時間および休憩時間、時間外労働、従業員のワークライフ・バランスや健康維持・増進に配慮

し、過重労働を抑制し、時間外労働の低減に努めます。また、わたしたちは最低賃金、法定給付・控除、時間外労働等に関する法令要件を遵守したうえで、生活の安定のため必要な額となるように考慮した最低賃金以上の給与規程を定め、従業員に賃金を直接支給します。

5. 従業員の健康と安全の確保

わたしたちは、安全・衛生に関する法令に従い、一人ひとりがいきいきと能力を発揮できるよう、健康的で安全な職場環境の確保、維持に取り組めます。

6. 結社の自由・団体交渉権の尊重

わたしたちは、法令を遵守し、従業員の結社の自由および団体交渉権を尊重します。

本方針は当社取締役会において決議されました。

2024年1月31日

AREホールディングス株式会社
代表取締役社長 兼 最高経営責任者（CEO）
東浦 知哉